



# 平成 23 年分 贈与税の申告のしかた

税務署

◇ 平成 23 年分の贈与税の申告と納税は、平成 24 年 3 月 15 日（木）までです。◇  
詳しくは 4 ページをご覧ください。

## ◇ 目 次 ◇

I はじめに	
1 贈与税の概要	2
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	4
3 贈与税の申告書の種類	4
4 贈与税の納付	4
5 贈与税の申告に誤りがある場合	6
6 参考	
(1) 贈与税の課税財産	7
(2) 信託に関する権利等の贈与	8
(3) 贈与財産の評価	9
II 申告書の記載例等	
1 申告書の書きかた	
(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた	11
(2) 贈与税の申告書第一表の書きかた	15
(3) 贈与税の申告書第一表の二の書きかた	17
(4) 贈与税の申告書第二表の書きかた	19
(5) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた	21
2 申告書の記載例	
【事例 1】 暦年課税を適用する場合	22
【事例 2】 相続時精算課税を適用する場合	23
【事例 3】 贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	29
【事例 4】 住宅取得等資金の非課税制度を適用し暦年課税を選択する場合	31
【事例 5】 住宅取得等資金の非課税制度を適用し相続時精算課税を選択する場合	33
【事例 6】 農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	42
【事例 7】 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	47
III 各種特例の概要等	
1 住宅取得等資金の非課税制度	55
2 相続時精算課税選択の特例	59
3 農地等についての納税猶予の特例	61
4 非上場株式等についての納税猶予の特例	64
5 相続時精算課税の適用を受ける森林についての相続税の課税価格の軽減措置	68
6 災害により受贈財産に被害を受けた場合	69
7 相続時精算課税選択届出書の様式	70

○ 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、贈与税に関する情報やタックスアンサー【[www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer)】を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。  
なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

国税庁ホームページで贈与税の申告書を作ってみましょう!! (11 ページをご覧ください。)

# 国税庁ホームページで

## 贈与税の申告書を作ってみましょう!!

「**確定申告書等作成コーナー**」で、**贈与税の申告書**が自動計算で作成できます。

国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))へアクセス!

国税庁ホームページから

「**確定申告書等作成コーナー**」へ!

国税庁ホームページ ※この画面は、平成23年10月現在のものです。



画面の案内に従い、  
必要事項を入力すると・・・



**もっと詳しく!!**  
11ページをご覧ください。



作成した申告書等は、郵便又は信書便により提出!



この社会あなたの税がいきっている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。